

新旧対照表

(規則等名称) 農地の転用の許可 (第5条) 審査基準

改正案	現 行
<p><u>農地の転用のための権利移動 (採草放牧地の転用のための権利移動を含む。)</u>に係る農地法第5条第1項の許可に当たっては、次の基準により審査する。</p> <p>1 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」</p> <p>2 申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況から以下のとおり区分し、許可の可否を判断する。(立地基準)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1種農地</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 許可の基準</p> <p style="padding-left: 2em;">原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、例外的に許可をすることができる。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～c (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">d 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する</p>	<p>農地法第5条第1項の許可に当たっては、次の基準により審査する。</p> <p>1 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「<u>第7法第5条関係</u>」</p> <p>2 申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況から以下のとおり区分し、許可の可否を判断する。(立地基準)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1種農地</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 許可の基準</p> <p style="padding-left: 2em;">原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、例外的に許可をすることができる。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～c (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">d 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する</p>

施設（自動車修理工場等）で、次に掲げる区域内に設置されるもの

(a) (略)

(b) 高速自動車国道等の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

(注1)・(注2) (略)

(注3) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）をいう。

また、「出入口」とは、例えばインターチェンジにおける高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点であって、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置ではない。

e・f (略)

(カ) (略)

(キ) 公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。

(注) f、g、h、l及びmについては、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。

a 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使

施設（自動車修理工場等）で、次に掲げる区域内に設置されるもの

(a) (略)

(b) 高速自動車国道等の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

(注1)・(注2) (略)

(注3) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）をいう。

また、「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点であって、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置ではない。

e・f (略)

(カ) (略)

(キ) 公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。

(注) f、g及びhについては、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。

a 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使

<p>用することができる事業 <u>(太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。)</u></p> <p>b～g (略)</p> <p>h 集落地域整備法第 5 条第 1 項の集落地区計画が定められた区域 <u>(集落地区整備計画が定められたものに限る。)</u> 内において行われる同条第 3 項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備</p> <p>i 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画 <u>(同条第 4 項及び第 5 項の規定による協議が調ったものに限る。)</u> に従って行われる同法第 2 条に規定する優良田園住宅の建設</p> <p>j 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地 <u>(同法第 5 条第 1 項の農用地土壌汚染対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。)</u> その他の農用地の土壌の同法第 2 条第 3 項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業</p> <p>k 東日本大震災復興特別区域法第 46 条第 2 項第 4 号に規</p>	<p>用することができる事業</p> <p>b～g (略)</p> <p>h 集落地域整備法第 5 条第 1 項の集落地区計画が定められた区域内において行われる同条第 3 項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備</p> <p>i 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第 2 条に規定する優良田園住宅の建設</p> <p>j 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地の利用の合理化に資する事業</p> <p>(新設)</p>
--	--

定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの

(a) 東日本大震災復興特別区域法第 46 条第 1 項第 2 号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。

(b) 東日本大震災復興特別区域法第 47 条第 1 項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。

(c) 当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

(d) 当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する基本計画に定められた同条第 2 項第 2 号に掲げる区域内において同法第 7 条第 1 項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第 2 項第 2 号に掲げる事項について同法第 6 条第 1 項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第 3 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

m 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域内において同法第 21 条の 2 第 1 項

において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

n 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間 交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（当該活性化計画に記載された同条第2項第2号ニに規定する事項及び同条第4項各号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第5条第2項第2号ニに規定する事業

(ク) 地域整備法（農地法施行令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の定めるところに従って行われる場合で同施行令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までのいずれかに該当するものその他農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第26号の2の計画にあつては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設）をその計画に

(ク) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に定められる施設を整備するものであること。

従って整備するものであること。

(3) 甲種農地

ア (略)

イ 許可の基準

原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、例外的に許可をすることができる。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。

a～c (略)

d 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設（自動車修理工場等）で、次に掲げる区域内に設置されるもの

(a) (略)

(b) 高速自動車国道等の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

(注1)・(注2) (略)

(注3) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）をいう。

また、「出入口」とは、例えばインターチェ

(3) 甲種農地

ア (略)

イ 許可の基準

原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、例外的に許可をすることができる。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。

a～c (略)

d 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設（自動車修理工場等）で、次に掲げる区域内に設置されるもの

(a) (略)

(b) 高速自動車国道等の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

(注1)・(注2) (略)

(注3) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）をいう。

また、「出入口」とは、インターチェンジに

ンジにおける高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点であって、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置ではない。

e (略)

(オ) (略)

(カ) 公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。

(注) dについては、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。

a～c (略)

d 集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画が定められた区域（集落地区整備計画が定められたものに限る。）内において行われる同条第3項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備

e 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設

f 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地（同法第5条第1項の農用地土壌汚染

における高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点であって、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置ではない。

e (略)

(オ) (略)

(カ) 公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。

(注) dについては、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。

a～c (略)

d 集落地域整備法第5条第1項の規定する集落地区計画が定められた区域内において行われる同条第3項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備

e 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設

f 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地等の合理化に資する事業

対策計画において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。）その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業

(キ) 地域整備法の定めるところに従って行われる場合で農地法施行令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までのいずれかに該当するものその他農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第26号の2の計画にあつては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設）をその計画に従って整備するものであること。

(4) 第3種農地

ア 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であつて、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、

(キ) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に定められる施設を整備するものであること。

(4) 第3種農地

ア 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であつて、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、

次に掲げる区域内にあるもの

(ア) 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域

a 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法第42条第2項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道等及び農業用道路を除く。以下同じ。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

(注1) 前段と後段が「かつ」で結ばれていることに注意する。

したがって、後段に掲げる施設が2以上存するだけで第3種になるわけではない。

(注2) 「幅員4メートル以上の道」とは、本要件が市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地かどうかを判断するためのものであることから、住宅等を建てることのできる（建築基準法上住宅等の建築が認められる）道のことを指す。したがって、「建築基準法上の道路に指定されておらず住宅等を建てることのできなくても、道としての幅員が4メートル以上あればよい」とい

次に掲げる区域内にあるもの

(ア) 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域

a 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法第42条第2項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道等及び農業用道路を除く。以下同じ。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

(注1) 前段と後段が「かつ」で結ばれていることに注意する。

したがって、後段に掲げる施設が2以上存するだけで第3種になるわけではない。

(新設)

うものではない。

(注3) 「おおむね500メートル以内」に教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することとは、教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が500メートル以内に存することをいう。

(注4) 「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は、市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とする趣旨である。

したがって、公民館、集会所、スポーツセンター、自然公園、污水处理場は含まれない。また、この趣旨から、小中学校、幼稚園、保育所等は含まれる（隣接市のもの除く。）が、高校、大学等や「市街地に設置することが困難又は不適当なものとして」第1種農地でも許可し得るものとされる施設は含まれない。

(注5) 都市公園法に規定される都市公園については、都市計画の中で周辺の市街地化を想定して又は周辺の市街地化に伴い設置されるものは市街地化の指標に含まれるが、都市公園であればすべて指標とするものではない。具体的には、主として近隣に居住する者の利用を目的とした住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）及び市街地の

(注2) 「おおむね500メートル以内」に教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することとは、教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が500メートル以内に存することをいう。

(注3) 「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は、市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とする趣旨である。

したがって、公民館、集会所、スポーツセンター、自然公園、污水处理場は含まれない。また、この趣旨から、小中学校、幼稚園、保育所等は含まれる（隣接市のもの除く。）が、高校、大学等や「市街地に設置することが困難又は不適当なものとして」第1種農地でも許可し得るものとされる施設は含まれない。

(注4) 都市公園法に規定される都市公園については、都市計画の中で周辺の市街地化を想定して又は周辺の市街地化に伴い設置されるものは市街地化の指標に含まれるが、都市公園であればすべて指標とするものではない。具体的には、主として近隣に居住する者の利用を目的とした住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）及び市街地の

中心部の商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市景観の向上、周辺施設利用者の休息等を目的とした広場公園は指標に含まれる（隣接市のもものは除く。）。

- b 申請に係る農地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

(注) 「おおむね300メートル以内」に存することとは次に掲げる施設が300メートル以内に存することをいう。

- (a) 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
(b) 高速自動車国道等の出入口

(注) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）をいう。

また、「出入口」とは、例えばインターチェンジにおける高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点であって、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置ではない。

(c)・(d) (略)

- (イ) 宅地化の状況が次に掲げる程度のいずれかに達している区域

a・b (略)

中心部の商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市景観の向上、周辺施設利用者の休息等を目的とした広場公園は指標に含まれる（隣接市のもものは除く。）。

- b 申請に係る農地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

(注) 「おおむね300メートル以内」に存することとは次に掲げる施設が300メートル以内に存することをいう。

- (a) 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
(b) 高速自動車国道等の出入口

(注) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）をいう。

また、「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点であって、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置ではない。

(c)・(d) (略)

- (イ) 宅地化の状況が次に掲げる程度のいずれかに達している区域

a・b (略)

c 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること (農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。)。

(ウ) (略)

イ (略)

(5) (略)

3 2の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。(一般基準)

(1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが确实と認められない場合

具体的には、次に掲げる事由に該当する場合である。

ア 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと。

(注1)・(注2) (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 申請者が申請適格を欠いている場合

(注) 申請適格としては、申請者が自然人である場合は法律上行為能力を有する者であること、また、申請者が法人である場合は申請に係る内容が定款 もしくは寄附行為又は法人の登記事項証明書等において定められた目的又は業務に適合するものであることが必要である。

イ～ク (略)

(2) (略)

c 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること。

(ウ) (略)

イ (略)

(5) (略)

3 2の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。(一般基準)

(1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが确实と認められない場合

具体的には、次に掲げる事由に該当する場合である。

ア 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと。

(注1)・(注2) (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 申請者が申請適格を欠いている場合

(注) 申請適格としては、申請者が自然人である場合は法律上行為能力を有する者であること、また、申請者が法人である場合は申請に係る内容が定款 又は寄附行為等において定められた目的又は業務に適合するものであることが必要である。

イ～ク (略)

(2) (略)

<p>(3) <u>地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合</u> <u>具体的には、次に掲げる事由に該当する場合である。</u></p> <p><u>ア 農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があつてから同条第8項の規定による公告があるまでの間において、当該地域計画の案の公告に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>イ 地域計画に係る農地を農地以外のものにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>ウ 農用地区域を定めるための農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による整備計画の案の公告があつてから同法第12条第1項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでの間において、当該整備計画の案の公告に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(4) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合（一時転用）において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認め</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合（一時転用）において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認め</p>
--	--

<p>られないとき。</p> <p>(注) 「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用できる状態に復元されることをいう。</p> <p><u>(5) 農地を採草放牧地にするため農地法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。</u></p> <p>4 上記のほか、次の各号に掲げる項目については、それぞれに定める要件に該当しなければ許可をすることができない。(個別基準)</p> <p>(削除)</p>	<p>られないとき。</p> <p>(注) 「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用できる状態に復元されることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>4 上記のほか、次の各号に掲げる項目については、それぞれに定める要件に該当しなければ許可をすることができない。(個別基準)</p> <p><u>(1) 農地法第3条第1項の許可を受けて取得した農地の転用</u></p> <p><u>原則として取得後3年を超えており、かつ、取得後3年以上営農していること。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>ア 転用等の期間を定めて、位置的な制約を受ける砂利の採取その他の事業の用に供する場合</u></p> <p><u>(注) 当該期間の満了日までに農地等に復元されることが確実にであると認められる場合に限る。</u></p> <p><u>イ 耕作者の死亡その他の事情により、農地等の用に供することが著しく困難であることが認められる場合</u></p> <p><u>ウ 当該農地等又はその周辺の土地の形質、日照その他の条件に係る当該農地等取得後の変更等により、農地等の用に供するこ</u></p>
---	---

<p>(1) 転用目的ごとの要件 次に掲げる転用目的の区分に応じてそれぞれに定める要件に適合すること。 ア～キ (略)</p> <p>(2) 一時的な転用 仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行う農地の転用については、次に掲げる要件に適合すること。 ア 申請書に記載された計画期間内に農地に復元することが確実であること。 イ 農地復元の方法、費用、復元者等が明確であること。 ウ 転用の期間は、原則として3年以内（ただし、砂利等採取を転用目的とし、特別な事情がある場合は5年以内）であること。 (注1)～(注4) (略) (注5) 砂利採取及び岩石採取を目的とする一時転用については要件が異なるため、前記「(1)転用目的ごとの要件 カ 砂利採取等」に従って審査する。</p>	<p><u>とが著しく困難であることが認められる場合</u> <u>(注) 条件の変更等の原因となる事業等に係る都市計画法その他の法令に基づく行政庁の免許、許可、認可等の処分がされることが確実であると認められる場合を含む。</u></p> <p><u>エ 農業用施設を目的として転用する場合</u> <u>オ 国又は地方公共団体が農地法施行規則第25条各号に該当する施設の用に供するために転用する場合</u></p> <p>(2) 転用目的ごとの要件 次に掲げる転用目的の区分に応じてそれぞれに定める要件に適合すること。 ア～キ (略)</p> <p>(3) 一時的な転用 仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行う農地の転用については、次に掲げる要件に適合すること。 ア 申請書に記載された計画期間内に農地に復元することが確実であること。 イ 農地復元の方法、費用、復元者等が明確であること。 ウ 転用の期間は、原則として3年以内（ただし、砂利等採取を転用目的とし、特別な事情がある場合は5年以内）であること。 (注1)～(注4) (略) (注5) 砂利採取及び岩石採取を目的とする一時転用については要件が異なるため、前記「(2)転用目的ごとの要件 カ 砂利採取等」に従って審査する。</p>
---	--

<p>(注6) 支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置することを目的とする一時転用については要件が異なるため、前記「(1) 転用目的ごとの要件 キ 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備 」に従って審査する。</p> <p>(3) 盛土・切土を伴う農地転用及び農地造成にあつては、次に掲げる場合に該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>5 施行期日 この基準は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(注6) 支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置することを目的とする一時転用については要件が異なるため、前記「(2) 転用目的ごとの要件 キ 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備 」に従って審査する。</p> <p>(4) 盛土・切土を伴う農地転用及び農地造成にあつては、次に掲げる場合に該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>5 施行期日 この基準は、<u>令和3年2月11日</u>から施行する。</p> <p>6 (略)</p>
--	---